

## 議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告書

本特別委員会の事務調査として、調査した事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 16 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子 様

議員定数・議員報酬調査特別委員会  
委員長 岡 本 康 裕

### 記

#### 1 事件名 議員定数・議員報酬調査特別委員会調査

#### 2 調査の経過

令和 2 年 8 月 26 日第 1 期（前期）上富良野町議会活性化計画が策定され、議会が一丸となり活性化を計画的に推進し、より身近で開かれた議会を目指すこととしている。

その中で、新しい時代にふさわしい議員定数についての施策項目、及び町民の意思を反映し、その役割を果たすための議員報酬が職務や責任、また、他市町村の比較において適切であるか、計画の推進項目に位置づけられたところである。

このことから令和 3 年 12 月 16 日開会の第 4 回定例会において、議員定数・議員報酬調査特別委員会の設置に関する決議がされ、その後、調査特別委員会を 6 回開催（別表 1）し、議員定数や議員報酬について調査、検討を行った。

#### 3 特別委員会の委員構成（委員 13 名）

委員長	岡 本 康 裕		
副委員長	荒 生 博 一		
委員	元 井 晴 奈	委員	北 條 隆 男
〃	高 松 克 年	〃	中 瀬 実
〃	中 澤 良 隆	〃	金 子 益 三
	米 沢 義 英	〃	佐 藤 大 輔
〃	今 村 辰 義	〃	小 林 啓 太
〃	小 田 島 久 尚		

#### 4 調査の報告

##### 1 議員定数について

##### (1) 上富良野町議会の議員定数と選挙結果について

現在の上富良野町議会の議員定数は 14 名で、これまでの経過については別表 2 のとおりとなっている。

## (2) 議員定数についてまとめ

特別委員会の中で、多様な意見聴取の場、町の産業構造からも議員定数を検討する時は行政執行部局に対する人数の比ではなく、常任委員会で議員間討議や委員長採決で必要な人数をもって審議したほうが良いという意見がだされた。また、町民の多様なニーズや意見を聴取するには多くの委員が必要である意見も出され、このことから、常任委員会定数は現状の7名のままとし、2常任委員会の設置で議員定数は14名が妥当である結論に至った。

## 2 議員報酬及び期末手当について

### (1) 議員報酬について

議員報酬の在り方を検討する際に、現在の月額報酬額が妥当かどうかの判断について、下記の検討方式がある。

ア 町村政への貢献度を基にする方式

イ 職員の活動量と町村長の活動量を基にする方式（町村長の給与額を基準とする方式）

ウ 類似自治体等と比較する方式

このことで、「議員報酬は議員活動という役務に対する対価」であるという考え方にに基づき、説明が優れ、計算方法も容易な「議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式（町村長の給与額を基準とする方式）」を採用し、十勝管内の先進地行政調査で調査を行った清水町の清水基準の試算方式を参考にして議員報酬を試算した。（別表3参照）

### (2) 議員活動日数と町長職務遂行日数との比率

ア 町村長の職務遂行日数

首長は一般的に平日・休日を問わず公務につく場合が多いので、日曜・祝日等の半分程度は公務にあたるものと推定し、全国標準と同様に年間「330日」とした。

※「町村長の職務遂行日数：365日」－「35日（休日・祝日の半分）」＝330日（「全国標準」）

### (3) 議員活動日数と町長職務遂行日数との比率の計算

ア 議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定した。

議会活動時間数及び議会活動換算日数

※1 上記の議会活動の「回数」に「単位時間」を乗じて、令和2年、令和元年（平成31年）、平成30年、平成29年の議会活動時間数を算出した。

（「回数」×「単位時間」＝議会活動時間数）

※2 常勤職員の勤務時間（7時間45分）を参考に、1日の活動時間を9時間と定義して、議会活動等の合計時間数を8時間で除して得た数値を議会活動に数とする。表1のとおり

議会活動時間の合計（H）÷8時間＝議会活動の換算日数（E）

表 1

項 目		本会議・委	協議調整	その他議	時間合計 (H)	議会、議員活動
		員会等の議	の場の議	員活動C	(A+B+C) = D	日数合計 (日)
		会活動 A	会活動 B			E D/8 h
議会活動 時間数	令和 2 年	648	144	16	808	101
	令和元年	624	160	76	860	108
	平成30年	560	120	100	780	98
	平成29年	644	112	64	820	103

《活動実績ベース》

令和 2 年 101 日 ÷ 330 日 = 30.6% ≒ 30%

令和元年 108 日 ÷ 330 日 = 32.7% ≒ 33%

平成 30 年 98 日 ÷ 330 日 = 29.6% ≒ 30%

平成 29 年 103 日 ÷ 330 日 = 31.2% ≒ 32%

4 年間平均 102 日 ÷ 330 日 = 30.9% ≒ 31%

※「議員活動日数の町長に対する比率」＝「議会活動日数／町村長職務遂行日数」

令和 2 年、令和元年（平成 31 年）、平成 30 年、平成 29 年の活動実績ベースに基づき、それぞれの議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定し、4 年間の平均値により、議員報酬（月額）を試算する際に使用する比率を 31% とした。

(4) 議員報酬（月額）の試算

議員報酬（月額）の試算について、上富良野町長給与月額（750,000 円）に議員活動日数と町長職務遂行日数との比率（31%）を乗じて算出した額を議員報酬（月額）とした。議長・副議長・委員長の報酬については、先進地の浦幌町議会方式を採用し、算出した議員報酬（月額）に対して、議長 1.5、副議長 1.2、委員長 1.1 を乗じて得た額をそれぞれの報酬（月額）とした。（表 2）

(※「議員報酬(月額)」＝「上富良野町長給与月額(750,000 円)」×「議員活動日数と町長職務遂行日数との比率(31%)」)

(※「議長報酬」＝議員報酬×1.5、副議長報酬＝議員報酬×1.2、委員長報酬＝議員報酬×1.1)

表 2 月額報酬の算定

区分	比率	計算式	報酬月額算定額 A	現在の報酬額 B	比較(A-B)
議 長	1.5 倍	232,000 円×1.5	348,000 円	275,000 円	73,000 円
副議長	1.2 倍	232,000 円×1.2	278,000 円	209,000 円	69,000 円
委員長	1.1 倍	232,000 円×1.1	255,000 円	189,000 円	66,000 円
議 員	1.0 倍	750,000 円×31%	232,000 円	179,000 円	53,000 円

(5) 期末手当について

【期末手当のこれまでの経過】別表 4 の 1 参照

現在の議員の期末手当の率が決定された経緯は、平成 17 年にさかのぼり、当時、国の三位一体改革により地方交付税が大きく減額となる方針が示され「上富良野町

行財政改革実施計画」を策定し平成20年までに人件費を15パーセント削減抑制を行うことが必要であるとの町長からの諮問により特別職報酬等審議会では、当初、勤勉手当を削減し3.5月分相当にまで引き下げることで審議したが、一般職との均衡から現行の4.0月とした。削減の趣旨としては、特別職に勤勉手当としての支給はできないことから削減することとしたが、他の自治体では、自治体独自の削減についてはその後、市町村合併した特例措置による地方交付税の減額が解消されたことから一般職と同様の水準に戻した経過があり、特別職や議員、職員も皆統一した率での支給となっている。

#### (6) 議員報酬及び期末手当のまとめ

特別委員会の調査結果から、現在の議員報酬額は、若い世代から見ると道内及び近隣市町村の平均報酬額からみても低い水準にあり、議員報酬のみで生計を維持することは厳しい状況という意見が出た。

また、我が町の議会は現在のところ選挙が行われ、定数を超える立候補者がいる状況ではあるが、議員報酬の低水準化は今後において議員のなり手不足の問題にもつながることが懸念される。

このことで、特別委員会では、議員報酬の増額も視野に入れ検討し、様々な手法を用いて、議員報酬が議会、議員活動に適した報酬となっているかについて検証試算した結果、議員報酬額が増額となる根拠が出された。

しかし、昨今のコロナ禍に加えて、物価高騰、給与水準が上がらない地域事情の中で、議員報酬だけが上がることは町民に理解を得られるかについては疑問である。報酬の増額に理解を得るためには町民との対話が必要不可欠で、明確な根拠で説明責任を行っていく必要がある結論が出され、町民に理解が得れるまでは、現状維持が望ましいという結論となった。

また、期末手当については、行財政改革当時より各自治体と同様に我が町も暫定措置で下げた部分である。しかし現在は上川管内もほとんどの自治体において職員と同率の支給率に戻されている。このことは、人事院勧告が行われた際、速やかに期末手当等の支給基準が改定されることにより混乱が起こらない利点があるので、期末手当を職員と議員及び特別職を同率に戻すことが望ましいという結論とした。

特別職及び、議員の報酬額の決定については、すべて町長が特別職報酬等審議会に諮問し、議論の上答申を得て方向性が示されていることから、特別職報酬等審議会では、客観的な判断を行っていただきつつ、今回の調査した特別委員会の報告書を参考としていただきたい。

別表 1

## 議員定数・議員報酬調査特別委員会開催の経過一覧

回	会 議 開 催 日	審 査 事 項
1	令和4年1月26日	(1) 議員定数について (2) 議員報酬について (3) 今後の調査スケジュールについて
2	令和4年2月25日	(1) 常任委員会の委員定数について (2) 各種データの比較について
3	令和4年3月22日	(1) 第2回までの調査資料の検証について (2) 議員活動の範囲と議員活動日数 (3) 議会活動時間数 (4) 議会活動の換算日数 (5) 議員個人としての日常活動の日数 (6) 議員活動日数 (7) 議員報酬（月額）の試算 (8) 議員活動日数と町長職務遂行日数との比率 (9) 月額報酬の算定 ※清水町議会基準に基づき試算
4	令和4年4月12日	(1) 上記と同様 (2) 調査報告書の協議
5	令和4年5月23日	(1) 上記と同様 (2) 調査報告書のまとめの検討
6	令和4年6月16日	(1) 調査報告書の最終校正と決定

## 別表 2

## 上富良野町議会議員選挙の結果

選挙期日	選挙事由	選挙日前月の人口(人)	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)	議員定数(人)	立候補者数(人)	定数と立候補の差(人)	備考
昭和22年 4月3日	第1回統一地方選挙	12,587							
昭和25年 7月4日	(補欠選挙)				無投票	5	5		
昭和26年 4月23日	任期満了	13,261	6,349	6,233	98.17	26			
昭和27年 10月5日	(補欠選挙)				無投票	1	1		道教委と同時選挙
昭和30年 4月3日	任期満了	16,918				26			
昭和34年 4月3日	任期満了	18,298	9,803	9,082	92.65	26			
昭和38年 4月3日	任期満了	17,673	9,690	9,058	93.48	26	32	6	
昭和38年 8月25日	総辞職	17,722	9,505	8,527	89.71	26	36	10	
昭和42年 8月2日	任期満了	18,130	9,471	8,674	91.58	20	26	6	S41.3減少 条例施行
昭和46年 8月22日	任期満了	15,429	9,938	9,367	94.25	20	29	9	
昭和50年 8月17日	任期満了	15,223	9,939	9,373	94.31	20	25	5	
昭和54年 8月12日	任期満了	15,093	9,916	9,355	94.34	20	26	6	
昭和58年 8月14日	任期満了	14,529	9,810	9,261	94.40	20	24	4	
昭和62年 8月9日	任期満了	14,136	9,822	9,060	92.24	20	22	2	
平成3年 8月11日	任期満了	13,590	9,717	8,737	89.91	20	23	3	
平成4年 12月27日	便乗 (補欠選挙)	13,277	9,757	8,631	88.46	1	2	1	
平成7年 8月13日	任期満了	13,205	9,938	8,532	85.85	20	22	2	
平成11年 8月22日	任期満了	13,079	10,052	8,491	84.47	20	21	1	
平成15年 8月17日	任期満了	12,713	10,021	8,290	82.73	18	20	2	H15.1減少 条例施行
平成19年 8月19日	任期満了	12,299	9,862	8,186	83.01	14	18	4	H19.1減少 条例施行
平成20年 11月3日	(補欠選挙)	12,209			無投票	2	2		
平成23年 8月14日	任期満了	11,821	9,491	6,759	71.21	14	15	1	
平成24年 12月2日	(補欠選挙)	11,713	9,494	7,147	75.28	1	3	2	
平成27年 8月4日	任期満了	11,185	9,112	6,551	71.89	14	16	2	
令和元年 8月18日	任期満了	10,699	8,894	6,224	69.98	14	19	5	
令和2年 11月30日	(補欠選挙)	10,534			無投票	1	1		

別表 3

【清水町議会基準を参考とした試算根拠】

議員活動の範囲と議員活動日数

	分類	具体的な例示	具体的な会議名称	「回数」から「時間数」へ換算するため、「単位時間」を設ける。
A	本会議・委員会等の議会活動	①本会議 ②常任委員会 ③特別委員会 ④議会運営委員会 ⑤第三者機関審議会	①定例会、臨時会 ②総務産建常任委員会、厚生文教常任委員会（協議会含む） ③議会広報特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会ほか ④議会運営委員会 ⑤都市計画審議会、民生委員推薦会、富良野広域連合議会	● 1回の活動を8時間とみなすもの⇒①(定例会)②③ ● 1回の活動を4時間とみなすもの⇒①(臨時会)④⑤
B	協議調整の場の議会活動	①協議調整の場（自治法100条12項） ②協議調整の場（上記に準ずるもの。議会・委員会運営のための非公式の打合せも含める。）	①全員協議会（②の協議会(町長協議事項)を含む)	● 1回の活動を8時間とみなすもの⇒①
C	その他議会活動	①議員・委員の派遣 ②議員の出張 ③町内行事への参加 ④町村議会議長会主催研修 ⑤視察受け入れ ⑥議会報告・意見交換会	①町内行政調査、先進市町村行政調査 ② ③教育関係行事、関係団体等の総会等 ④富良野・上川・北海道町村議会議長会の議員研修会 ⑤他市町村行政視察対応 ⑥議会懇談会	● 1回の活動を8時間とみなすもの⇒①、④ ● 1回の活動を4時間とみなすもの⇒⑥ ● 1回の活動を2時間とみなすもの⇒②、③、⑤
D	議員個人としての日常活動	①上記ABCに伴う調査研究・情報収集等 ②住民からの相談・各自治会への出席		

別表 4

1 議員発議による期末手当改正の経過

会 議 名	日 時	6 月期末手当			12 月期末手当		
		改正前	改正後	比較	改正前	改正後	比較
令和 3 年第 5 回臨時会	R3. 11. 29				210/100	195/100	▲15/100
令和 2 年第 7 回臨時会	R2. 11. 30				210/100	205/100	▲5/100
平成 17 年第 2 回定例会	H17. 6. 22	210/100	170/100	▲40/100	230/100	180/100	▲50/100
平成 15 年第 2 回定例会	H15. 6. 19	報酬加算額		▲15/100			
平成 14 年第 4 回臨時会	H14. 11. 22	3 月 55/100⇒20/100		▲35/100	210/100	240/100	30/100
平成 13 年第 5 回臨時会	H13. 11. 26				215/100	210/100	▲5/100
平成 12 年第 5 回臨時会	H12. 11. 28				235/100	215/100	▲20/100
平成 11 年第 5 回臨時会	H11. 11.	220/100	205/100	▲15/100	250/100	235/100	▲15/100

2 議員報酬（月額及び年間額）の積算

区分	月額報酬	報酬年額	期末手当	合 計	参 考
議 長	275,000 円	3,300,000 円	1,100,000 円	4,400,000 円	町長給与月額 750,000 円
副議長	209,000 円	2,508,000 円	836,000 円	3,344,000 円	
委員長	189,000 円	2,268,000 円 (6,804,000 円)	756,000 円 (2,268,000 円)	3,024,000 円 (9,072,000 円)	
議 員	179,000 円	2,148,000 円 (19,332,000 円)	716,000 円 (6,444,000 円)	2,864,000 円 (25,776,000 円)	
合 計	14 人	31,944,000 円	10,648,000 円	42,592,000 円	

(※ 括弧は、委員長 3 人、議員 9 人の計、期末手当は現行の 4.00 カ月で計算。)

## 別表 5

## 上川管内町村の職員、特別職、議会議員の期末手当の比較

町村名	職員(月)	町村長(月)	副町村長 (月)	教育長(月)	議会議員 (月)	適用年月日
鷹 栖 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
東神楽町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
当 麻 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.11.30
比 布 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.11.30
愛 別 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.11.26
上 川 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
東 川 町	4.30	4.30	4.30	4.30	4.30	R3.04.01
美 瑛 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.11.30
上富良野町	4.20	4.00	4.00	4.00	4.00	R3.12.01
中富良野町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
南富良野町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
占 冠 村	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
和 寒 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
剣 淵 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
下 川 町	4.20	3.20	4.15	4.15	3.20	R3.12.01
美 深 町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01
音威子府村	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R1.12.01
中 川 町	4.20	2.70	2.70	2.70	3.90	R3.12.01
幌加内町	4.20	4.20	4.20	4.20	4.20	R3.12.01